

社会福祉法人甲賀学園

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人甲賀学園（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与其他の職務執行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 当法人は、役員及び評議員に職務執行の対価として報酬は支給しないものとする。

（費用弁償）

第4条 役員及び評議員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

（1）理事会及び評議員会並びに監事監査に出席した場合の費用弁償

当法人から片道10km以内	1,000円
片道10km以上	1kmにつき100円

（2）行政監査の立会いの費用弁償

当法人から片道10km以内	1,000円
片道10km以上	1kmにつき100円

（3）職員会議への参加の費用弁償

当法人から片道10km以内	1,000円
片道10km以上	1kmにつき100円

（改廃）

第5条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

1. この規則は、平成29年6月19日から施行する。